

該当に○をつける

<記入例④掛金免除申出書>

[用紙No.育休1]

育児休業手当金 請求書																
育児休業手当金 変更 請求書		所 属 所 コ ー ド 0 7 2 0 9 9 9														
○ 育児休業保険料 (掛金)免除申出書																
所 属 所 名 新宿区立公立小学校		電 話 03-5320-6827														
組合員 職 名	教諭	氏 名	東京 花子	組合員 証 番 号	0	7	6	5	4	3	2	1	(枝番)	0	0	
組 合 員 生 年 月 日	昭和 平成	4	年	4	月	10	日	保 険 料 (掛 金) 免 除 申 出 日 (育児休業承認期間の初日)		令和	5	年	10	月	15	日
対 象 と 子 の 氏 名	東京 太郎		対 象 と 生 年 月 日		令和	5	年	8	月	19	日					
育 児 休 業 承 認 期 間	令和 5 年 10 月 15 日		育 児 休 業 手 当 金 請 求 期 間		令和 5 年 10 月 15 日						令和 6 年 8 月 18 日					
	令和 6 年 10 月 31 日															
変 更 後 の 育 児 休 業 承 認 期 間	令和 5 年 10 月 15 日		変 更 後 の 育 児 休 業 手 当 金 請 求 期 間		令和 年 月 日						令和 年 月 日					
	令和 7 年 3 月 31 日															
育児休業等の日数(育児休業を開始した日と終了する日の翌日が同月内の場合のみ記載) ※1																
保険料(掛金)の基礎となる標準報酬の等級及び月額				報酬日額[標準報酬の月額÷22(10円未満四捨五入)]				→				…A(※)				
等級 第 () 級				給付日額[A×0.67(円未満切捨て)]				→				…B(※)				
月額 円				給付日額[A×0.50(円未満切捨て)]				→				…C(※)				
(適用日: 令和 年 月 日)				1歳未満の子給付は育児休業取得から100日まで(土日含む)は5日、101日				以				上				
雇用保険法の適用がない場合は、「無」に✓ 適用有の場合は、雇用保険の給付が優先されます。																
は、A欄は「上限適用」と、B及びC欄は給付上限日額を記入すること																
雇用保険法適用の有無(雇用保険法適用有無に✓を記入する。)				□ 有				☑ 無								
育児休業手当金を上記のとおり請求します。																
また、育児休業期間中の保険料(掛金)の免除を上記のとおり申し上げます。																
公立学校共済組合東京支部長 殿																
令和 6 年 11 月 1 日										住所 新宿区西新宿2-8-1						
請求者 (申出者)										署名 東京 花子						
上記の記載事項は事実と相違ないものと認めます。																
令和 6 年 11 月 4 日										職名 新宿区立公立小学校長						
所属所長										新宿 太郎						
氏名 公立 次郎										(公印省略)						
事務取扱者氏名																

育児休業承認期間が同月内ではないため記入不要

記入不要です

添付書類は必須です！
添付漏れにご注意ください！

【添付書類】		経 理	免除申出 確認	共 済 組 合 受 付
① 子の氏名及び生年月日のわかる書類(住民票や母子健康手帳等)の写し		使 用 欄		
② マスターカードの写し又は育児休業承認期間のわかる書類の写し (マスターカードには「子の誕生日」及び「育児休業期間」が印字されていることが必要です)				
提出先 公立学校共済組合東京支部 給付貸付課 短期給付担当				
問合せ先 手当金請求に関する事		: 給付貸付課 短期給付担当 (03-5320-6827)		
保険料(掛金)免除に関する事		: 福利厚生課 経理担当 (03-5320-6822)		

- 太線枠内は記入しないでください。
- 【請求書提出についての注意事項】
- 本請求書の提出は、育児休業承認期間の開始日以降です。
 - 育児休業期間の変更があった場合は、変更請求書を提出してください。(子の1歳の前日までの期間を含む変更の場合)
(1歳以降の変更の場合は、保険料(掛金)免除申出書のみ提出)
- 【保険料(掛金)免除の留意点】
- ※1 (1) 育児休業等の日数は、育児休業を開始した日と終了した日の翌日が同月内の場合のみ記入してください。
- (2) 育児休業等の日数とは、育児休業等を開始した日の属する月における当該育児休業等を開始した日から当該育児休業等を終了する日までの期間の日数です。
- (3) 育児休業等の日数は、就業日数を除き、土日等の休日、有給休暇など労務に服さない日を含みます。

(令和6年1月)